

## 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可の申請について

平成19年11月30日  
北陸電力株式会社

本日、「志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定（以下、「保安規定」）<sup>1</sup>」の変更認可を経済産業大臣に申請しましたので、お知らせいたします。

これは、電力会社の発電設備の総点検結果を踏まえて保安のために必要な措置及び保安規定を充実させること等を目的とした「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（実用炉則）<sup>2</sup>」の改正（平成19年8月9日）を受け、根本原因分析<sup>3</sup>を実施する旨を保安規定に記載するものです。

今後、申請の内容について国の審査を受けることとなります。

当社は、引き続き再発防止対策を確実に実行するとともに、地域の皆さまの信頼回復に向け努力してまいります。

以 上

- 1 保安規定：原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。
- 2 実用炉則：原子炉等規制法などの法律、施行令に基づき、原子炉の設置、運転等に関して経済産業省が定めた規則。
- 3 根本原因分析：事故故障等の事象や法令違反等が発生した際に、その原因について根本に遡って分析を行うこと。